

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和6年7月24日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400042号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400004号

## 第1 結論

平成8年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年10月から同年12月まで

国の記録によると、請求期間は未加入となっているが、私は、平成8年10月頃、A町(現在は、B市)からC市に転入する手続のため同市役所市民生活部D支所(当時。以下「D支所」という。)に出向き、転入手続のほか、国民年金、国民健康保険及び住民税の手続を行い、国民年金保険料を同支所で納付したので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、D支所において、請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が請求期間に住所を定めていたC市は、国民年金の記録について、生年が昭和55年までの一部の者については年金台帳を保管しているが、請求者の履歴はない旨回答している上、同市市民税課担当者は、住民税課税の基礎資料について、平成28年度分より前の資料は保存期限が経過しているため、平成8年分の当該資料は保管していない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の国民年金被保険者資格の取得及び国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、請求者の氏名により行った社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる検索の結果、請求者に対して別の国民年金手帳記号番

号が払い出された形跡は見当たらない上、C市を管轄するE年金事務所から払い出された国民年金手帳記号番号のうち、国民年金被保険者資格取得の処理年月日が請求期間前後である平成8年9月30日から平成9年1月16日までの国民年金手帳記号番号を検索したが、請求者に対して付番された国民年金手帳記号番号は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。